

特別支援学校・学級への教員等の適切な配置を求める意見書

文部科学省の学校基本調査によると、特別支援教育を受ける児童、生徒は年々増加しており、10年間で、特別支援学校については学校数が約11%、児童生徒数は約14.3%増加し、特別支援学級については1.6倍に増え、その児童生徒数は2.1倍に増加している。また、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.6倍に増え、教育現場では新たな特別支援教育体制の整備が必要になっている。

このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。また今日、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

よって政府においては、医療的ケアを含めた特別支援教育が必要な子どもの増加や、様々な障害のある児童、生徒に的確に対応した教育を実現するために、特別支援学校・学級への教員等の適切な配置に向けて、下記事項について財政措置を含めた特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 特別支援教育支援員の適切な配置
障害のある児童、生徒に対し、食事、排せつ、教室移動の補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の適切な配置に向けた支援をすること。
- 2 特別支援教育コーディネーターの適切な配置
保護者や外部機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者との連絡調整の役割を担い、子どもたちのニーズに合わせた支援をサポートする特別支援教育コーディネーターの適切な配置に向けた支援をすること。
- 3 看護師等の専門家の適切な配置
医療的ケアが必要な子どもや、障害のある子どもへの支援を的確に実施するために、看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の必要に応じた適切な配置に向けた支援をすること。
- 4 特別支援学校のセンター的機能の強化
各学校でインクルーシブ教育を一体的に進めるために、担当の教員だけでなく学校長等に対する指導や研修等を実施し、特別支援学校のセンター的機能強化に向けた支援をすること。
- 5 特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置
GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、特別支援学級や特別支援学校において、授業はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するため、特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置に向けた支援をすること。
- 6 特別支援学校教諭免許状の取得支援
特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状の取得率は87.2%となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、教職員への取得支援の強化や、大学等における特別支援教育に関する科目の履修促進等、教職員に対する特別支援学校教諭免許状の取得に向けた支援をすること。あわせて、特別免許状についても強力で推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月27日

内閣総理大臣
財務大臣 宛て（各通）
文部科学大臣
衆参両院議長

水戸市議会議員 大津 亮 一

薬剤耐性菌感染症の蔓延を防止する取組体制の強化を求める意見書

抗生物質などの現行の抗菌薬が効かなくなる薬剤耐性（AMR）を持つ細菌の発生により、医療機関において患者への適切な治療や手術時の感染予防などが困難となるサイレントパンデミック（薬剤耐性菌感染症）が世界的に発生している。

この薬剤耐性菌の影響について英政府支援の下で進められた「AMRに関する影響評価」では、2050年には年間1,000万人以上の死亡者数が予測されており、できる限り早い段階での薬剤耐性菌による感染症の蔓延を防止する体制を整えることが必要である。

ここで、最も重要である新規抗菌薬については、開発の難易度が非常に高く、多額の費用を要するほか、将来的な感染動向の予測も出来ない上、抗菌薬の特性から投与期間が短いことなど、開発投資の回収を見通せないことから、その開発から撤退する企業が相次いでいる。

このような背景の下、AMRに効果がある新規抗菌薬開発を支援する動きが各国で活発になっており、G7首脳会議や保健・財務大臣会合で市場インセンティブが具体的に検討されている中で、我が国においても抗菌薬確保支援事業によりその検討を開始したところである。

よって政府においては、地域社会の危機管理と安全保障の視点から、薬剤耐性対策を国家戦略として位置づけ、その感染予防・管理、研究開発・創薬、国際協力等を着実に推進するなど、薬剤耐性菌感染症の蔓延を防止する取組体制を強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月27日

内閣総理大臣

厚生労働大臣 宛て（各通）

衆参両院議長

水戸市議会議長 大津 亮 一